

## 宇和島市PCR検査費等助成金交付要綱【概要】

保健福祉部保険健康課

新型コロナウイルス感染者と接触したが、行政検査の対象とならない方（同居者等の関係者含む）の新型コロナウイルスに対する安心と安全を確保し、社会生活における支障を排除するため、本人の希望による自主検査（PCR検査その他の核酸増幅法による検査又は抗原検査であって、行政検査によらないものをいう。）費用の一部について助成を行うもの。

### 1. 助成対象者（第3条関係）

次のいずれにも該当する者及びその同居者

- (1) 陽性者に接触した、又は接触した可能性があること。
- (2) 市内に住所を有していること。ただし、市内への一時的な滞在をしている大学生等については、この限りでない。
- (3) 行政検査の対象でないこと。
- (4) 感染の不安があり、日常生活や就業上支障をきたしていること。

※「大学生等」は保護者が市内に住所を有している場合に限る（第2条で定義）

### 2. 検査医療機関等（第2条関係）

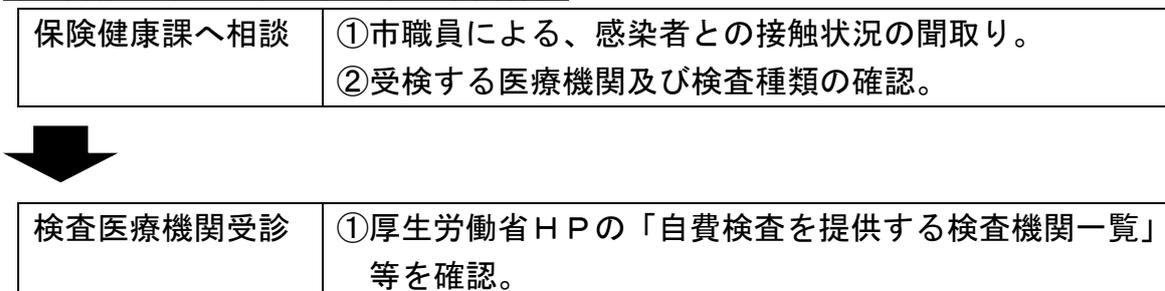
医師が検査結果をもって新型コロナウイルス感染症と診断できる厚生労働省にて承認されている検査を行っている機関であって、陽性反応を示した場合に感染症法に基づく発生届出がされる機関をいう。

### 3. 助成金の額（第4条関係）

検査費用の1/2。ただし、1検査につき、1万円が上限。

100円未満の端数は切り捨てる。

### 4. 申請の流れ（第5条、第6条関係）



交付申請書の提出	自主検査を受けた日から起算して30日以内の提出 <b>【必要書類】</b> ①交付申請書兼請求書（様式第1号） ②医療機関等が発行した検査費用に係る領収書の写し （検査名、受検者氏名、検査日及び医療機関等の名称が記載されているもの）
----------	--



交付決定	申請者への交付決定通知（様式第2号）と共に申請書の指定口座へ助成金交付
------	-------------------------------------

#### 5. 助成金の返還（第7条関係）

助成金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたことが明らかになった場合は、当該交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

#### 6. その他

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。